アゾキシストロビンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	【意見１】 「遺伝毒性試験の in vitro 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め in vivo 試験では陰性の結果が得られたので、アゾキシストロビンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論」しているが、安全を見て残留は禁止すべきではないのか？	【回答１】 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「マウスリンフォーマ細胞を用いた遺伝子突然変異試験及びヒト末梢血リンパ球を用いた染色体異常試験で陽性結果が認められたが、そのほかの試験結果は全て陰性であった。遺伝子突然変異試験及び染色体異常試験で認められた陽性反応は、用量依存性、再現性、出現頻度等からみて、その程度は弱いと考えられた。さらに、十分高用量まで試験された *in vivo/in vitro* UDS 試験及びマウスを用いた小核試験結果が陰性であったことから、一部 *in vitro* で認められた遺伝毒性が生体内においても発現するとは考え難かった。したがって、生体において特段問題となるような遺伝毒性はないと考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量（ADI）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya19073104502
	【意見２】 「１日当たり摂取するアゾキシストロビンの量の ADI に対する比」にて、いずれも１００は下回っているものの、EDI で 10～20、TMDI では 40～80 と、ちょっとしたことで 100 を超える可能性は十分考えられる。リスク低減のため、基準値はさらに一桁厳しくすべきと考える。	【回答２】 長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。 また、理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量に

		より算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。 http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D460718274925 69D500276377.html
３	【意見３】 下記の食品の残留基準を2ppm以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。 (1)大麦　2ppm [理由] １、現行基準0.5ppmと設定した際には、残留試験3事例で、散布日後の最大残留値0.23ppmであった。 ２、今回、残留試験データが不明なまま、国際基準1.5ppmよりもさらに緩和している。 (2)その他の穀類　10ppm　0.5ppm [理由] １、具体的な穀類の残留データはなく、現行基準0.5ppmを緩和し、国際基準10ppmを採用している。 (3)ばれいしょ　7ppm [理由] １、残留試験4事例で、散布7日後の最大残留値0.02ppmである。 ２、現行基準1ppmを緩和し、国際基準7ppmを採用している。 ３、アメリカでの収穫後の塊茎へのスプレー処理8事例で、最大残留値4.75ppmである。 ４、食品添加物に指定するため、残留基準を高値にしている。→意見４参照 (4)はくさい　5ppm [理由]	【回答３】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年７月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf メロン類果実（果皮を含む。）及びびわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）の残留基準については、国内における使用方法で実施された作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。 大麦、その他の穀類、ばれいしょ、はくさい、にら、その他のなす科野菜及びもも（果皮及び種子を含む。）の残留基準については、国際基準であるコー

	１、残留試験２事例で、最大残留値 0.10ppm である。 ２､現行基準 3ppm を高すぎるとしたが､国際基準 5ppm に緩和している。 ⑸にら 10ppm [理由] １、残留試験２事例で、散布 14 日後の最大残留値 2.42ppm である。 ２、現行基準 70ppm を高すぎるとしたが、国際基準 10ppm でも、まだ、高い。 ⑹その他のなす科野菜　3ppm [理由]現行基準 30ppm を高すぎるとしたが､国際基準 3ppm でも、まだ、高い。 ⑺メロン類果実（果皮を含む。）2ppm [理由]残留試験６事例で､散布１日後の果実の最大残留値 0.482ppm、果肉で８事例で 0.012ppm である。 ⑻びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。） 3ppm [理由]残留試験３事例で､散布７日後の果実の最大残留値 0.97ppm、果皮で 8.1ppm ある。果肉では、６事例で最大残留値 0.04ppm である。 ⑼もも（果皮及び種子を含む。） 2ppm [理由] １､残留試験２事例で、散布１日後の果実の最大残留値 0.97ppm､果皮で 6.42ppm､果肉で 0.014ppm である。 ２、国際基準 2ppm が援用されている。 【意見４】 しいたけとその他きのこ類の現行基準 3ppm を削除	デックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。 http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/ なお、メロン類果実（果皮を含む。）、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）及びもも（果皮及び種子を含む。）については、農産物の検体部位及び基準値適用部位の見直しにより、果皮を含む果実全体に対して基準値を設定しています。詳細については以下を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481931.pdf 大麦の残留基準の設定については、ppm オーダーの測定において 1/100 の単位までを常に正確に測定することは困難であること、国際的にも近年、整数１桁で残留基準が設定されていること、桁数が異なることにより検査値の取扱いに差異が生じ、監視等の検査を行う現場が混乱すること等から、0.1ppm 未満で０以外の数字２桁以上で表記されている残留基準の場合､又は最終桁が０である残留基準の場合は、最初の０以外の数字の次の桁を四捨五入し、０以外の数字が１桁となるようにしています。詳細については、平成 22 年 10 月 22 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「海外の基準値を参照する場合の桁数の取扱いについて」を御覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000v4sx-att/2r9852000000v4yr.pdf 【回答４】 食品の安全性の確保については、引き続き、国際

	したのは、賛成である。 [理由]いままでのパブコメ意見で、高すぎるとした。 【意見５】 下記の食品の残留基準について、いままでのパブコメで高すぎるとしたが、残留実態も示さず、据え置かれており、再考を求める。 *印を記した成分は、反対にも拘らず、食品添加物に指定されている。 (1)だいこん類の葉 50ppm (2)かぶ類の葉 15ppm (3)クレソン 70ppm (4)キャベツ 5ppm (5)芽キャベツ 5ppm (6)ケール 40ppm (7)こまつな 15ppm (8)きょうな 40ppm (9)チンゲンサイ 40ppm (10)カリフラワー 5ppm (11)ブロッコリー 5ppm (12)その他のあぶらな科野菜　40ppm (13)アーティチョーク 5ppm (14)チコリ 30ppm (15)エンダイブ 30ppm (16)しゅんぎく 30ppm (17)レタス 30ppm (18)その他のきく科野菜　70ppm (19)たまねぎ 10ppm (20)ねぎ 10ppm (21)にんにく 10ppm (22)アスパラガス　2ppm (23)わけぎ 10ppm (24)その他のゆり科野菜　70ppm (25)パセリ 70ppm (26)セロリ 30ppm (27)みつば　5ppm (28)その他のせり科野菜　70ppm (29)トマト　3ppm	的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。 【回答５】 御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。 魚介類の残留基準の設定に当たり、水田などの水系に直接処理、又はその近傍で使用され、魚介類への残留が見込まれる農薬については、残留試験データ、残留農薬等検査データ、水域環境中予測濃度、生物濃縮係数等の結果を基に、基準値を設定しております。詳細については、令和元年７月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の別添２を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf

	(30)ピーマン　3ppm (31)なす　3ppm (32)ほうれんそう 30ppm (33)オクラ　3ppm (34)未成熟えんどう　3ppm (35)未成熟いんげん　3ppm (36)えだまめ　5ppm (37)その他の野菜 70ppm (38)なつみかんの果実全体* 10ppm (39)レモン* 10ppm (40)オレンジ* 10ppm (41)グレープフルーツ* 10ppm (42)ライム* 10ppm (43)その他のかんきつ類果実* 10ppm (44)りんご　2ppm (45)日本なし　2ppm (46)西洋なし　2ppm (47)ネクタリン 3ppm (48)あんず 2ppm (49)すもも 2ppm (50)うめ 2ppm (51)おうとう 3ppm (52)いちご 10ppm (53)ラズベリー、5ppm (54)ブラックベリー 5ppm (55)ブルーベリー 5ppm (56)ハックルベリー 5ppm (57)その他のベリー類果実 5ppm (58)ぶどう 10ppm (59)バナナ 3ppm (60)パパイヤ 2ppm (61)その他の果実 5ppm (62)茶 10ppm (63)ホップ 30ppm (64)その他のスパイス 70ppm (65)その他のハーブ 70ppm (66)乾燥ハーブ 300ppm (67)乾燥とうがらし:原材料をその他のなす科野菜と	

	して　3ppm (68)魚介類　　0.08ppm [理由再掲]代謝物を含め、魚類濃縮性試験もなく、魚介類の種類毎の残留量の実測値が少ないまま拙速に、残留基準を決めるのはおかしい。 【意見６】 私たちは、当該物質を食品添加物指定すべきでないと主張してきた。柑橘類類に加え、ばれいしょに適用することには反対である。 [理由] １、国内では農薬としてポストハーベスト適用がないにも拘わらず、2012 年に、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実でポストハーベスト用の食品添加物・防かび剤に指定され、規格基準が 10ppm となった。わたしたちは反対したが、今回さらに、ばれいしょの残留基準を緩和した上、規格基準 7ppm の食品添加物としている。 ２、推定摂取量ＴＭＤＩの食品別の寄与率は、国民全体区分で、その他の野菜類 21.5%に、ついで多いのは食品添加物として使用されるばれいしょと柑橘類由来で 10.5%、さらに、ほうれんそう 8.8%、たまねぎ 7.2%とつづく。 幼小児での食品添加物からの寄与率は、18.7%とさらに高くなる。 【意見７】 全体的に残留基準が高すぎる。もっと低値にすべきである。 [理由] １、下表のように、推定摂取量ＴＭＤＩが算出されているが、対ＡＤＩ比は、幼小児区分で、安全目安の 80%に近い 79.7%であり、ほうれんそう、たまねぎ、ばれいしょ、レタス、きゃべつの寄与率がたかい。そのためか、ほとんどの食品の暴露量を残留基準より低値にし、ＥＤＩを算出、対ＡＤＩ比を低くみせかけている。残留基準を暴露量にみあうよう、低値にすれば	【回答６】 我が国では、従来から、収穫後にかび等による腐敗、変敗の防止の目的で使用されているものは、食品衛生法の添加物の定義にいう「保存の目的」で使用されていると解され、添加物に該当するものとして取り扱っています。その基準値については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価、残留試験の結果や各食品の摂食量データ等を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において御意見を聴いた上で、国民の健康に悪影響が生じないよう設定しており、本剤の規格基準の改正に際しても上記の手順を経ています。 なお、推定摂取量TMDIの食品別の寄与率につきましては、【回答２】を御覧ください。 【回答７】 長期暴露評価については【回答２】を御覧ください。 短期推定摂取量（ESTI）の推計においては、作物残留試験が４例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、３例以下の場合には残留基準値（MRL）を用いることとしています。HR を用いる場合についても、食品の形態に応じて HR に変動係数を乗じるなど、ESTI が過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレン

	よい。 たとえば、 ばれいしょ：残留基準 7.3ppm→暴露量 2.3ppm、 たまねぎ：10ppm→2.2ppm、 ほうれんそう；30ppm→6.22ppm、 オレンジ：10ppm→1.49ppm、 いちご：10ppm→1.3ppm、茶：10ppm→1.39ppm。 2、短期摂取推定量ＥＳＴＩにおいても、残留基準より低値の暴露量で、算出されている食品が 81 種とその比率が高い。 たとえば、 はくさい：残留基準 5ppm→暴露量 2.3ppm、 ほうれんそう：30ppm→23ppm、 もやし：70ppm→48ppm、いちご：10ppm→4.5ppm、 茶：10ppm→1.31ppm、 ESTI/ARfD が高いのは、下記である。 *印は暴露量を残留基準より低値にしている。 国民全体区分でずいき*30%、れんこん*20%、 幼小児区分で、 れんこん*30%、レタス*20%、ほうれんそう*20%、 オレンジ*20%、ぶどう 20%。	ドされる茶等の場合は、中央値（STMR）を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf

推定摂取量計	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg／人／day	4356.0	1178.3	2367.6	618.5	4178.7	1070.9	5063.4	1388.6
対 ADI 比（%）	43.9	11.9	79.7	20.8	39.7	10.2	50.1	13.8

シフルフェナミドに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	【意見１】 「発がん性試験において、雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫、雄マウスで肝細胞腺腫の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能」としているが、発がん試験で腺腫の増加が見られた時点で、残留（使用）は禁止すべき。	【回答１】 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「発がん性試験において、雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫、雄マウスで肝細胞腺腫の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量(ADI)が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20190523008
2	【意見２】 ホップの残留基準を 5ppm に設定することに反対である。もっと低値にすべきである。 [理由] １、アメリカの残留試験 4 事例で、散布 6 日後の最大残留値 2.24ppm である。 ２、アメリカの基準 5ppm がそのまま採用されている。	【回答２】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年７月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf ホップに関しては、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年２月５日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正　令和

		元年10月30日付け生食発1030第１号))に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも、輸入される可能性のある食品については海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。このように設定した残留基準についても、暴露評価を行い、安全性を確認しています。 https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。 （農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000648126.pdf （農薬・動物用医薬品部会の議事要旨） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000660550.pdf （食品健康影響評価） http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20190523008
	【意見３】 おうとうの現行残留基準 5ppm について、先のパブコメで高すぎるとした。残留実態も示されずに、2ppm と強化されたが、まだ、高すぎる。	【回答３】 今回のおうとうの残留基準設定は、国内の作物残留試験成績に基づいて実施しています。残留基準の設定については、【回答２】を御覧ください。
	【意見４】 推定摂取量ＴＭＤＩの対ＡＤＩ比は、下表のようで、各区分で、10%以下で、ＴＭＤＩへの寄与率が高いのは、小麦、トマト、ぶどうなどである。 20 食品で、暴露量を残留基準より低値に見積って、ＥＤＩを算出し、対ＡＤＩをより低値にみせている。たとえば、 小麦：残留基準 0.3ppm→暴露量 0.037ppm、 トマト：0.5ppm→0.13ppm、いちご：0.7ppm→0.222ppm などであり、残留基準を残留実態に見合う低値にすれ	【回答４】 長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低

	ばよい。 [理由]ラットの発がん性試験で、雄ラットに甲状腺ろ胞細胞腺腫が、マウスの発がん性試験で、雄マウスに肝細胞腺腫の増加が認められている。非遺伝毒性メカニズムとされたが、このような農薬の摂取はできるだけ減らすべきである。	いものと考えられます。 また、理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年１月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。 http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D460718274925 69D500276377.html なお、発がん性に関する内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価については、【回答１】を御覧ください。

推定摂取量計	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg／人／day	81.1	21.5	59.3	16.9	89.8	28.1	91.0	24.3
対ADI比(%)	3.6	1.0	8.8	2.5	3.7	1.2	4.0	1.1

ビキサフェンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	【意見１】 下記の農作物の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。 (1)その他の穀類　3ppm [理由] １、アメリカでのソルガムの残留試験 9 事例で、最大残留値 1.780ppm(代謝物 M21 を合算すると 1.877ppm)である。 ２、現行基準 0.5ppm を緩和し、国際基準 0.4ppm より高いアメリカの 3.0ppm を採用している。 (2)だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 3ppm [理由] １、アメリカでのラディッシュの残留試験 6 事例で、最大残留値 1.260ppm(代謝物 M21 を合算すると 1.537ppm)である。 ２、アメリカの残留基準 3ppm を援用している。	【回答１】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年７月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf 御指摘の食品に関しては、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年２月５日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正令和元年10月30日付け生食発1030第１号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも、輸入される可能性のある食品については海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。 https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。 （農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000648

		061.pdf （農薬・動物用医薬品部会の議事要旨） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000660550.pdf （食品健康影響評価） http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20190619026
	【意見２】 下記の畜産類の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。 なお、畜産物においては、残留値や基準は、親化合物と代謝物 M21 の合計値である。 (1)牛及び豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉　各 2ppm [理由] １、乳牛による飼養試験で、当該農薬を 4/12/20ppm に相当する量をカプセルで 28 日間強制経口投与した場合の筋肉での最大残留量 0.065-0.997ppm である。 ２、牛についての MDB 又は STMR dietary burden と家畜残留試験結果からの最大推定残留濃度は、筋肉 0.71ppm である。 ３､現行基準 0.2ppm が緩和され､各哺乳類の脂肪 2ppm が参照にされている。 (2)牛及び豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪　各 2ppm [理由] １、乳牛による飼養試験で、当該農薬を 4/12/20ppm に相当する量をカプセルで 28 日間強制経口投与した場合の脂肪での最大残留量 0.121-1.922ppm である。 ２、牛についての MDB 又は STMR dietary burden と家畜残留試験結果からの最大推定残留濃度は、脂肪で 1.36ppm である。 ３、牛、その他の陸棲哺乳類の現行基準 0.4ppm が緩和されている (3)牛及び豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓　各 4ppm [理由]	【回答２】 今回の畜産物の基準設定は、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。 コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。 http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/

	１、乳牛による飼養試験で、当該農薬を 4/12/20ppm に相当する量をカプセルで 28 日間強制経口投与した場合の肝臓での最大残留量 0.685-5.370ppm である。 ２、牛についての MDB 又は STMR dietary burden と家畜残留試験結果からの最大推定残留濃度は、肝臓で 3.93ppm である。 ３、たかすぎる現行基準 2ppm がさらに緩和され、国際基準 4ppm が採用されている。 (4)牛及び豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓　各 4ppm [理由] １、乳牛による飼養試験で、当該農薬を 4/12/20ppm に相当する量をカプセルで 28 日間強制経口投与した場合の腎臓での最大残留量 0.152-1.306ppm である。 ２、牛についての MDB 又は STMR dietary burden と家畜残留試験結果からの最大推定残留濃度は、腎臓で 0.94ppm である。 ３、現行基準 0.3ppm が緩和され、国際基準 4ppm が採用されている。 (5)牛及び豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分　各 4ppm [理由]国際基準 4ppm が採用されている。 【意見３】 全体的に残留基準が高く残留実態を調べて、もっと低値にすべきである。 [理由] １、ウサギの発生毒性試験において、著しい母体毒性の認められる用量の胎仔で右鎖骨下動脈食道背方走行増加及び仙椎前椎骨数の増加が認められたが、母体毒性が認められない用量では異常は認められなかった。また、ラットにおいては、最高用量においても骨格・内臓異常は認められなかった。催奇形性はないと判断された。しかし、このような農薬成分の摂取は出来るだけ、減らすべきで、そのため、残留基準を低値にすべきである。 ２、推定摂取量ＴＭＤＩと対ＡＤＩ比は、下表のようで、幼小児区分では、64.7%と高い。そのため、暴露	【回答３】 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、ウサギの発生毒性試験の結果も評価した上で、一日摂取許容量（ADI）と急性参照用量（ARfD）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20190619026 理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年１月 15 日付けの食品衛生調査会（当

量を残留基準より低値に見積り、ＥＤＩが算出され、対ＡＤＩ比を低くみせかけている。
ＴＭＤＩへの寄与率の高い食品は、肉類、乳類、小麦である。
暴露量を残留基準より低値にした食品は 26 種、高値にした食品は 7 種ある。
ちなみに、
小麦：残留基準 0.4ppm→暴露量 0.08ppm、
ダイコン類の葉：3ppm→1.013ppm、
にんじん：0.3ppm→0.065ppm、
ばれいしょ、かんしょ、やまいも：各
0.01ppm→0.021ppm。

推定摂取量計	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg／人／day	246.2	57.4	202.9	51.7	301.3	75.4	205.6	49.6
対 ADI 比(%)	23.5	5.5	64.7	16.5	27.1	6.8	19.3	4.7

３、短期摂取量 ESTI の算出においても、暴露量が残留基準より低値の食品は国民全体区分で 17 種、高値の食品は 7 種である。
ESTI/ARfD 比は、国民全体区分でだいこんの葉 6%が一番高いが、これは、残留基準 3ppm より低い暴露量 1.537ppm としたからである。

時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADI の 80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。
http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html

短期推定摂取量（ESTI）の推計においては、作物残留試験が４例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、３例以下の場合には残留基準値（MRL）を用いることとしています。HR を用いる場合についても、食品の形態に応じて HR に変動係数を乗じるなど、ESTI が過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる穀類等の場合は、中央値（STMR）を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf

ピリフルキナゾンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	【意見１】 「発がん性試験では、ラット及びマウスで精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は本剤が有する抗アンドロゲン作用を介した二次的な影響によるものであり、遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能」としているが、発生機序云々以前に、リスクがあることは間違いないのですから、残留（使用）は禁止すべきではないでしょうか？	【回答１】 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、ラットの２年間発がん性試験及びマウスの 18 か月間発がん性試験の結果も評価した上で、一日摂取許容量(ADI)と急性参照用量（ARfD）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20191218114
2	【意見２】 にらの残留基準を 15ppm にすることに反対である。もっと低値にすべきである。 [理由]残留試験 3 事例で、散布 1 日後の最大残留値 8.60ppm であるが、1.86ppm の事例もあり、バラツキが大きすぎる。残留試験の事例を増やすとともに、残留実態を踏まえて、再検討すべきである。	【回答２】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年７月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf にらに関しては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、国内の作物残留試験成績に基づき、幼小児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。 なお、残留基準の設定に関する審議過程について

		は、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。 （農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000648062.pdf （農薬・動物用医薬品部会の議事要旨） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000660550.pdf （食品健康影響評価） http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20191218114
	【意見３】 ブロッコリーといちごの現行基準 2ppm を 1ppm に強化したが、これは、分析対象成分を、親化合物のみにしたからである。代謝物を含めるべきである。 [理由]いずれも、今までのパブコメで、代謝物を含め、プロッコリーの最大残留値が 0.60ppm、いちごの最大残留値 0.98ppm であり、現行基準 2ppm が高すぎると主張してきた。	【回答３】 基準値設定の対象物質である規制対象物質については、分析法の実行可能性を考慮して可能な限り単一の化合物とする、農薬の適正使用の確認に最も適した化合物を選定する等の考え方に基づき、決定することとしています。本剤については、作物残留試験において、多くの作物で代謝物の残留濃度がピリフルキナゾンと比較して十分低いことから、規制対象物質に代謝物を含める必要がないと判断し、規制対象物質をピリフルキナゾンのみとしました。 なお、長期及び短期暴露評価の際には、代謝物B（1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン）も含めて評価を行っており、食品を通じた当該代謝物の摂取を考慮した上で、安全性を確認しています。 規制対象物質の決定の考え方等の詳細については、令和元年７月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf また、残留基準の設定に係る資料については、【回答２】を御覧ください。
	【意見４】	【回答４】

	下記の食品の残留基準について、いままでのパブコメで、試験事例がないか少なく、高すぎるとして、低値化を求めたが、まだ、高すぎる作物もある。残留実態を調べ、再考をもとめる。 (1)レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）7ppm [追加理由]現行基準 10ppm を強化したが、まだ、高すぎる。 (2)その他のなす科野菜、(3)あんず、(4)うめ　各 3ppm [追加理由]現行基準 5ppm を強化したが、まだ、高すぎる。 (5)おうとう 2ppm (6)ぶどう 3ppm (7)茶 20ppm (8)その他のスパイス 5ppm	基準値設定の対象物質である規制対象物質を、ピリフルキナゾン及び代謝物Bからピリフルキナゾンのみに変更したことに伴い、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のなす科野菜、あんず及びうめについては基準値が変更になりました。 なお、おうとう、ぶどう、茶及びその他のスパイスの残留基準について、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られておりませんので、基準値の見直しは行っておりません。
	【意見５】 全体的に残留基準が高すぎる、残留実態にみあうよう、低値にすべきである。 [理由] １、ラットとマウスの発がん性試験で、精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められている。非遺伝毒性メカニズムと考えられているものの、このような農薬の摂取は出来るだけ、へらすべきで、残留基準を低値にすればよい。 ２、推定摂取量の算出結果は下表のようで、ＴＭＤＩの対ＡＤＩ比が、すべての区分で 130%以上で、安全の目安の 80%を超えている。とくに、ＴＭＤＩへの寄与率が高いのは、茶とレタスである。 同比を低くみせかけるため、暴露量を残留基準より低く仮定したＥＤＩが算出されている。低い暴露量にみあうように、残留基準を低値に設定すればよい。 56 食品中、53 食品で、残留基準より低い暴露量を仮定している。 たとえば、 はくさい：残留基準 0.7ppm→暴露量 0.02ppm、 ばれいしょ：0.05ppm→0.03ppm、 にら：15ppm→4.547ppm、	【回答５】 マウスとラットの発がん試験での精巣間細胞腫の発生頻度増加については、【回答１】を御覧ください。 長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。 また、理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年１月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まる

ぶどう：3ppm→0.74ppm、茶：20ppm→4.183ppm。

推定摂取量計	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg／人／day	413.4	85.0	200.9	51.0	382.4	91.8	503.1	96.4
対ADI比(%)	150.1	30.9	243.5	61.9	130.7	31.4	179.4	34.4

３、短期推定摂取量ＥＳＴＩの算出においては、暴露量を残留基準より高くした食品が一般区分で 26 種、逆に、暴露量を残留基準より低く仮定した食品 9 種がみられる。
たとえば、レタス：残留基準 2ppm→暴露量 4.23ppm、茶：20ppm→1.138ppm となっている。
なお、ベースとなるＡＲｆＤは、 国民全体の集団 では、1 mg/kg 体重であるが、 妊婦又は妊娠している可能性のある女性 では、妊娠ラットへの経口投与による発達神経毒性試験結果から得た 0.05 mg/kg 体重と評価されている。
このため、一般国民や幼小児区分で、ESTI/ARfD が 10%を超える食品はないが、 妊婦又は妊娠している可能性のある女性区分では、同比は、以下のように高い。はくさい**、トマト、とうがらし**、とうがん**、なつみかん、オレンジ*、ぽんかん、日本なし、西洋なし：20%、ブロッコリー**、グレープフルーツ、マンゴー：30%にら**：40%、レタス類*：50%、ぶどう：80%、ちなみに、わたしたちは、個別食品ごとに、対ＡＲｆＤ比が 10%を超えないことをめざしている。*印は残留基準＞暴露量、 **印は残留基準＜暴露量。

ことを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください
http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D460718274925 69D500276377.html

短期推定摂取量（ESTI）の推計においては、作物残留試験が４例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、３例以下の場合には残留基準値（MRL）を用いることとしています。HRを用いる場合についても、食品の形態に応じてHRに変動係数を乗じるなど、ESTIが過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる食品の場合は、中央値（STMR）を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。

また、ARfDについては、通常、動物実験で悪影響が認められなかった用量の更に100分の1の量に設定されており、安全域は確保されています。さらに、短期推定摂取量は、農薬が高濃度に残留する食品を短期間に大量に摂食するという状況を仮定して推定したものですが、このような状況が生じる可能性は低く、より安全側に立った推定値であると考えられます。これらのことから、食品ごとに短期摂取量を推定し、それがARfDを超えないことを確認することは、妥当と考えています。

短期摂取量の推定等については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf

ピリプロキシフェンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	【意見１】 下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。 (1)みつば 20ppm [理由]残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値 11.1 と 6.57ppm である。 (2)メロン類果実（果皮を含む。）2ppm [理由]ネット及びノーネットメロンの残留試験はそれぞれ 3 事例づつで、果実の散布 1 日後の最大残留値ネット 0.452ppm、ノーネット 0.250ppm であり、果肉では、0.002ppm、0.003ppm である。 (3)みかん（外果皮を含む。）2ppm [理由]残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値は、果実で 0.92ppm、果肉で<0.01ppm、果皮で 3.28ppm である。 (4)なつみかんの果実全体　2ppm [理由] １、残留試験 3 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.50ppm である。 ２、現行基準 0.5ppm＝国際基準を緩和する必要はない。 (5)レモン、(6)オレンジ、(7)グレープフルーツ、(8)ライム　各 2ppm [理由] １、各果実の残留試験データは不明で、かぼす(最大残留値 0.40ppm)、きんかん(最大残留値 0.64ppm)、すだち(最大残留値 0.86ppm)が参照にされている。 ２、現行基準 0.5ppm＝国際基準を緩和する必要はない。 (9)その他のかんきつ類果実 2ppm [理由] １、かぼすの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.40ppm である。 ２、きんかんの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.64ppm である。 ３、すだちの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残	【回答１】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年７月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf 御指摘の食品の残留基準については、国内における使用方法で実施された作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。 メロン類果実（果皮を含む。）及びみかん（外果皮を含む。）については、農産物の検体部位及び基準値適用部位の見直しにより、果皮を含む果実全体に対して基準値を設定しています。詳細については以下を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481931.pdf また、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライムについては、いずれもかんきつとして農薬登録があることから、同じくこのかんきつに含まれるかぼす、きんかん及びすだちの作物残留試験成績に基づいて、基準値を設定しています。

	留値 0.86ppm である。 ４、現行基準 0.5ppm＝国際基準を緩和する必要はない。 (10)その他のスパイス　8ppm [理由] １、みかん果皮の残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 3.28ppm である。 ２、国際基準 0.5ppm より高い現行基準 1.0ppm をさらに緩和している。 【意見２】 ミネラルウォーター類 の現行基準 0.3ppm を削除したのは、賛成である。 [理由]さきのパブコメで、水道法の評価値 0.2mg/L=0.2ppm を超えており、低値にすることを求めた。 【意見３】 下記の食品の残留基準について、パブコメで高すぎるとしたが、残留実態も示さず、据え置かれている。再考ねがいたい。 (1)ケール 2ppm (2)こまつな 2ppm (3)きょうな 2ppm (4)チンゲンサイ 2ppm (5)その他のあぶらな科野菜 2ppm (6)ピーマン 3ppm (7)その他のなす科野菜 2ppm (8)茶 15ppm (9)その他のハーブ 2ppm 【意見４】 推定摂取量の算出結果は下表のようで、残留基準をベースにしたＴＭＤＩだけでなく。ぶどう、アボガド、パイナップル以外の食品での暴露量を基準より低く仮定したＥＤＩを示している。暴露量にみあうように、残留基準を低値にすればよい。 たとえば、茶：残留基準 15ppm→暴露量 3.982ppm、	【回答２】 　食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。 【回答３】 　御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。 【回答４】 　理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調査会(当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴

	みかん 2ppm→0.508ppm、トマト：1ppm→0.235ppm、キャベツ：0.7ppm→ 0.129ppm。 【意見５】 ピリプロキシフェンは、農薬や動物用医薬品だけでなく、衛生害虫駆除剤としても、身の回りで使用され、経皮、経気経路でも摂取される環境ホルモンの一種であることを配慮すべきである。	露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、一日摂取許容量(ADI)の 80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。 http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html 【回答５】 農薬の環境中への暴露については、農林水産省及び環境省が定める省令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。その上で、食品中の農薬等の残留基準設定においては、水や大気など農作物以外から農薬等が体内に取り込まれる可能性を考慮し、摂取量がADI の 80%を超えない範囲で残留基準を設定しています。衛生害虫駆除剤については、今般の意見募集が食品の規格としての農薬等の残留基準に関するものであり、意見募集の対象ではありませんが、関係部署に共有の上、今後の業務の参考とさせていただきます。

推定摂取量計	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg／人／day	352.1	92.4	181.0	51.1	288.3	82.7	443.9	114.7
対ADI比(%)	6.4	1.7	11.0	3.1	4.9	1.4	7.9	2.0

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	【意見１】 農薬類の規制緩和に反対である。 今後日本の農業は国際競争力を高めなければならない。国土も狭く、高齢化は進んでおり、おまけに農業保護も他国より劣っている。農業の保護政策の遅れは農水省や厚労省のせいではなく、農業すなわち食に対する多くの国民の無関心によるものである。 日本国の繁栄のためを考えたら、農水省や厚労省の仕事は一次産業を根底とした「食」を大切にする姿勢を見せていくことであり、無関心という民意に流されるべきではない。 食の安全性をはじめとした安全な社会を確保できなければ、日本国の繁栄はない。 １国の「安全」は食から始まると思う。 こと「安全」に関して日本は世界有数の先進国である。そのためには食品の安全性と高いクオリティーの農産物をブランド化できなければならない。 我が国の厳しい排ガス規制から世界最高のエンジンが作られた。厳しい農薬規制から世界最高の農産物を作れるはずである。国土は狭くても手厚い保護（アメ）と厳しい規制（ムチ）で世界唯一のジャパンブランドを作ってくれるよう願う。 仮に今回の緩和が「絶対的に安全」なものだったとしても、国際競争力を高めるためには、農薬などの規制緩和はマイナスにしかならない。	【回答１】 残留基準の設定に当たっては、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えており、具体的には、定められた使用方法で農薬を適正に使用した際の残留試験の結果等に基づき、残留基準を設定しています。国内での農薬の使用方法等、農薬の使用等にかかる規制は、農薬取締法に基づき、農林水産省が所管しており、農薬の適正な使用の確保が図られていると承知しています。 なお、農薬の残留基準は、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう設定しています。
2	【意見２】 ・農薬５種について：いずれについても、単品の農薬成分量でしか計算されていないが、接種する農薬種は最低でも数十種場合によっては３桁に上る可能性がある。それにもかかわらず、「複数農薬の複合効果は検証が難しく、国際機関でも複合影響は見なくてもよいと言われている」を理由に、いまだに考慮されていない。さらに、ヒトが摂取するのは残留農薬のみならず、人工添加物や遺伝子組み換え品もある。これらが重なり合うと、ヒトに悪影響がないと、どうして断言できるのだろうか？少なくとも農薬複合影響につい	【回答２】 複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。 FAO/WHO では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。

	ては、早急に検証体制を確立してほしい。	なお、食品添加物及び遺伝子組換え食品についても、科学的知見に基づき、人の健康に悪影響を生じないよう規制をしております。詳細については、以下の厚生労働省のホームページを御確認ください。 食品添加物： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuten/index.html 遺伝子組換え食品： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/bio/index_00013.html